

車椅子操作性評価システム修理一式に係る仕様書

国立障害者リハビリテーションセンター

1 案件名

車椅子操作性評価システム修理一式

2 目的

現在、故障により使用できない状態となっている国立障害者リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）研究所福祉機器開発研究室（F－114）に設置する「車椅子操作性評価システム」（以下「対象装置」という。）を再稼働し、その後の正常かつ円滑な稼働状態を確保するために必要な部品交換修理の提供を行うことを目的とする。

3 対象装置

車椅子操作性評価システム（三菱プレシジョン社製 特注品）

4 故障部位等

プロジェクタ PLUS U5－232

故障した上記プロジェクタ（4台中1台）を、現行機種と同等またはそれ以上の性能を有する機器に交換して筐体に設置し、他のプロジェクタから表示される映像と合成して、既設の球面スクリーンに違和感なく投影できるように、4台のプロジェクタの映像を調整すること。

5 業務内容

受注者は、対象装置に関して、以下に掲げる修理等（必要な部品交換を含む。）を行うこと。

（1）部品交換修理

上記4に掲げる部位について、対象装置の正常かつ円滑な稼働に必要な部品交換修理を行うこと。また、当該作業完了後は、対象装置の動作確認テストを実施すること。

（2）交換部品の回収

修理により不要となった部品は、受注者の責任において回収すること。また、受注者は、交換部品の分析により故障原因の詳細を明らかにするための製造者による調査等があった際には協力すること。

（3）報告書の作成

一連の修理作業完了後は、速やかに作業完了報告書により、作業内容・結果等についてセンターへ報告すること。

（4）履歴管理等

故障履歴について記録・管理し、センターから情報提供の依頼があった場合に速やかに提供できる体制を整えておくこと。

6 履行期間

契約締結日の翌日から平成30年3月30日まで

7 アフターケアについて

- (1) 受注者は、修理に必要な部品等の納入後1年間は、納入物品の瑕疵を原因とするトラブル等が発生した場合は、迅速かつ誠実に現状復旧等の作業に当たること。
- (2) 納入後1年以内の製造元及び納品に起因する故障に対する対応は、無償で行うこと。
- (3) また、各種サポートを迅速かつ的確に行うために、受注者においては必要かつ十分なサポート体制を構築することが望ましいこと。

8 その他

- (1) 修理に際し、センター既存建物・設備等に損傷を与えた場合は、担当官の指示に従い速やかにこれを修復すること。
- (2) 修理作業に伴い発生したゴミ、残材等は必ず持ち帰り、作業終了後は清掃を行うこと。
- (3) センター構内は様々な工事を行っているので、車両等駐車の際は、他工事の車両等の通行を妨げないよう担当官の指定した場所に駐車すること。
- (4) 現地を事前に確認したい場合は、会計課に申し出た上で、担当官の指示に従い現地確認を行うこと。
- (5) この仕様書に定めのない事項、その他疑義を生じた事項については、必要に応じてセンター及び受注者の間で協議のうえ解決するものとする。